

東京都北区議会

平成 21 年第 1 回定例会で可決した意見書

- ・ 「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書
- ・ 労働者派遣法の改正と雇用を守る意見書
- ・ 子どもの貧困に関する意見書

「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書

地球温暖化の影響はすでに様々なところで出始めている。今後、人類にとっての危機的な状況に陥ることを避けるためには、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を大幅に削減していかななくてはならない。

持続可能な地域社会をつくり、一人ひとりが地球温暖化防止に取り組みやすくするためには、京都議定書の六%削減目標を守りつつ、大幅な排出削減目標を掲げ、二酸化炭素を減らす人や企業が報われる制度や、再生可能エネルギーの利用割合を大幅に増やす仕組みをつくることなどを盛り込んだ「気候保護法（仮称）」の制定が必要である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、よりよい地球環境を次世代に引き継いでいくため、「気候保護法（仮称）」の制定を求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十一年三月二十三日

東京都北区議会議長 池田博一

衆議院議長	河野洋平 殿
参議院議長	江田五月 殿
内閣総理大臣	麻生太郎 殿
経済産業大臣	二階俊博 殿
環境大臣	斉藤鉄夫 殿

労働者派遣法の改正と雇用を守る意見書

一九八五年に制定された労働者派遣法は、当初対象業務を限定していたが、一九九九年の原則自由化以降、派遣労働者が増大し、今日労働者の三人に一人が非正規雇用となっている。

現下の厳しい経済状況の中で、大手企業は非正規労働者を「雇用の調整弁」として解雇、雇い止めを行う動きを急速に強めており、厚生労働省の調査でも昨年十月から今年三月末までに約十五万八千人、派遣業者によるその数字は、年度内に四十万人にもものぼると言われている。一方で大手企業は巨額の内部留保を確保しており、新聞報道でも雇用を守る企業の社会的責任が指摘されている。

こうした雇用問題に対する緊急対策として、総合相談窓口を併設したシェルターの設置やセーフティネット機能の強化、再就職支援に万全を尽くすとともに、日雇い派遣、登録型派遣などの不安定雇用の是正や、現行法の下での直接雇用義務の促進、これ以上の大量解雇をやめさせることが急務の課題となっている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、速やかに労働者派遣法を改正するなど、安定した雇用と派遣労働者保護のための法整備を図るよう、左記事項について強く要望する。

記

- 一、日雇い派遣を原則禁止し、不安定な登録型派遣を厳しく制限し、常用型派遣とすること。
- 二、非正規労働者の待遇を改善し、派遣会社に情報公開制度を設けさせること。
- 三、現状の「派遣切り」等による実態を明らかにするとともに、適切な支援策を講じること。
- 四、大手企業による大量解雇をやめさせ、企業に直接雇用義務を果たさせるなど、雇用を守る社会的責任を果たすよう指導・監督すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十一年三月二十三日

東京都北区議会議長 池田博一

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
総務大臣	鳩山邦夫殿
厚生労働大臣	舛添要一殿

子どもの貧困に関する意見書

非正規雇用や低賃金雇用の増大により、貧困の拡がりがすすんでいる中、我が国では、平均的な所得の半分以下の家庭で暮らす子どもの割合（子どもの貧困率）が十四％（経済協力開発機構）にのぼる。更に、所得再分配後の子どもの貧困率が、分配前よりも上がるのは日本だけであることが指摘されている。

これは、税、社会保障の負担軽減や、福祉・教育・医療などの諸制度により、貧困の改善につなげていかなければならないことを示している。

子どもの貧困は、安心して成長し、自立に向けて、将来に対する見通しが持てる基本的な権利を侵害するものであり、貧困の連鎖についても、社会にとつて決して放任できない現状である。

よつて、本区議会は政府に対し、子育て世帯の社会保険料や教育費の抜本的な負担軽減、ひとり親家庭への経済給付や就労支援の充実、児童手当や扶養控除、奨学金制度の拡充、保育園をはじめとする子どもの処遇施設の人的体制を含めた強化など、財源対策も含め、子どもの貧困を改善する施策を講じるよう強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十一年三月二十三日

東京都北区議会議長 池田博一

内閣総理大臣 麻生太郎 殿
厚生労働大臣 舛添要一 殿